



奈良労働局発表  
令和元年11月28日

【照会先】

奈良労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

村上 陽子

地方待遇改善指導官

木村 直美

(直通電話) 0742-32-0210

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～職場のハラスメント対応特別相談窓口を開設～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働ける職場環境をつくる機運を盛り上げるため、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

本月間に合わせて、奈良労働局（局長 川村 徹宏）では「職場のハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

職場でつらい思いをしている労働者の皆様、職場のハラスメント対策について知りたい事業主の皆様、お悩み解決のためにも特別相談窓口をご活用ください。

### ハラスメント対応特別相談窓口

設置場所：奈良労働局 雇用環境・均等室

受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）

電話・来庁どちらでも可

電話番号：0742-32-0210

所在地：奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階

※労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント対策が事業主の義務となります（資料2）。

※厚生労働省は「職場のハラスメント対策シンポジウム」を開催します（資料3）。

※土曜・日曜の電話相談、24時間受付のメール相談が可能な相談窓口もあります（資料4）。

資料1：「職場のハラスメント対応特別相談窓口」リーフレット

資料2：「パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！」リーフレット

資料3：令和元年11月18日付け厚生労働省発表資料

資料4：厚生労働省委託事業「ハラスメント悩み相談室」リーフレット

# 職場のハラスメント対応特別相談窓口



あかるい職場応援団 HP

検索

厚生労働省 奈良労働局

雇用環境・均等室 0742-32-0210

総合労働相談コーナー 0742-32-0202

受付時間 8時30分～17時15分  
(相談コーナーは9時～17時)

所在地 奈良市法蓮町387  
奈良第三地方合同庁舎2F

(土日祝日、年末年始を除く) 電話・来庁どちらでも可

# パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

## ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

### 改正ポイント1

## パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

### 施行時期

令和2年6月1日

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は令和4年4月1日施行。それまでの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

○職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。

- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
  - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
  - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
  - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

○ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



○ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場でのハラスメントでお悩みの方へ

検索



## パワハラに関するQ&A

### 職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

### 優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

- ・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

### 改正ポイント2

## セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます  
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))  
※セクハラ等は行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることと**されます  
※あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます  
※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ先

奈良労働局 雇用環境・均等室

電話番号 0742-32-0210

所在地 奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎2F

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

報道関係者 各位

令和元年 11 月 18 日

【照会先】

雇用環境・均等局

雇用機会均等課ハラスメント防止対策室

室長 溝田 景子

室長補佐 栗山 僚子

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 7840)

(直通電話) 03 (3595) 3272

## 12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～職場のハラスメント対策シンポジウム開催～

厚生労働省では、12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくる気運を盛り上げるため、広報ポスターの作成・掲示、啓発動画の作成など集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

その一環としてシンポジウムを開催し、有識者による基調講演やハラスメント防止に取り組んでいる企業の方々によるパネルディスカッションを行います。

### 職場のハラスメント対策シンポジウム

#### 1 日時

令和元年12月10日（火）13時30分～16時30分（開場12時45分）

#### 2 会場

東京ビッグサイト 会議棟 7 階 国際会議場 東京都江東区有明 3-11-1

最寄り駅 りんかい線「国際展示場」駅 ゆりかもめ「東京ビッグサイト」駅

#### 3 内容

(1) 基調講演 佐藤 博樹氏 (中央大学ビジネススクール教授)

(2) パネルディスカッション

パネラー

・河井 孝二氏 (東海大学文化社会学部広報メディア学科教授)

・久保村 俊哉氏 (株式会社イトーヨーカドー マネージャー)

・多田 記子氏 (ガイディアIOA認定組織オンブス

エーザイ株式会社のオンブズパーソン・社外相談窓口)

・柳原 里枝子氏 (株式会社ハートセラピー 代表取締役)

ファシリテーター

・厚生労働省

(3) 厚生労働省よりハラスメント関係法令の説明

#### 4 お申込み

以下の応募フォームにてお申込みください。参加は無料です (先着600名)

11月18日より受付開始 <https://evt-entry.com/no-harassment/>

別添参考資料

「職場のハラスメント撲滅月間ポスター」

# ハラスメントのない 快適な職場環境を みんなで作りましょう!



12月は職場のハラスメント撲滅月間です。

職場でのハラスメントに悩んでいませんか？

# ハラスメント 悩み相談室

6/17月  
受付開始

相談  
無料

マタハラ等  
妊娠・出産・  
育児休業・  
介護休業等に関する  
ハラスメント

セクハラ  
セクシュアル  
ハラスメント

パワハラ  
パワー  
ハラスメント



電話相談



ナイヨハラス  
0120-714-864

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00  
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



メール相談

●受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

●メールアドレス [mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp](mailto:mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp)

24時間受付・5営業日以内に返信予定。パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。



職場におけるハラスメントのことで  
お悩みの方、お困りの方、  
ハラスメント悩み相談室へご相談ください！

例えば、このようなことで  
お困りではありませんか？



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代替りの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー  
厳守

**専門家**が電話・メールから相談を受け付けます

## ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは？
- 必要があれば関係機関をご案内 など

